

リース取引等における 消費税率改定の取扱いについて

改正消費税法^{※1}に基づき、施行日（2019年10月1日予定）以後のリース料等にかかわる消費税は、以下の通りになります。

1. ファイナンス・リース契約

施行日前に契約開始した^{※2}お支払中のリース料に係る消費税率は施行日以後も変更がありません。施行日以後に契約開始する^{※2}リース料に係る消費税率は10%が適用されます。

① 契約日が2008年3月31日以前

…現在適用中の消費税率（5%または8%）が継続されます。

税務上、「資産の貸付け」として取り扱われますが、「資産の貸付けに係る経過措置」の適用要件を満たすため、施行日以後も現在適用中の消費税率が適用されます。

② 契約日が2008年4月1日以後

…契約開始時点の消費税率（5%、8%、10%）が適用されます。

税務上、「資産の譲渡」として取り扱われます。

2. 再リース契約

施行日以後に開始する再リース契約から、再リース料に係る消費税率は10%が適用されます。税務上、「資産の貸付け」として取り扱われます。

3. 割賦販売契約

施行日前に契約開始した^{※2}お支払中の賦払金に係る消費税率は、施行日以後も変更がありません。施行日以後に契約開始する^{※2}賦払金に係る消費税率は10%が適用されます。

4. オペレーティング・リース契約

契約内容により適用される消費税率が異なります。弊社営業担当者までお問合せください。

本パンフレットは2019年1月現在の関係法令等に基づき作成しております。

※1 改正消費税法は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（2016年11月28日公布）により改正された消費税法を意味します。

※2 「契約開始」は、リース契約では検収完了日（物件借受日・リース開始日）、割賦販売契約では物件受領日を意味します。